平成26年第1回潟上市議会定例会会議録(3日目)

○開 議 平成26年3月11日 午前10:00

○散 会 午後 0:31

○出席議員(18名)

仁 志 1番 2番 3番 佐々木 鐙 堀 井 克 見 嘉 濹 5番 井 昭二郎 6番 原 7番 佐 雄 藤 幸 雄 藤 敏 8番 原 典 男 9番 村 武 11番 戸 田 俊 樹 藤 西 義 12番 菅 原 理恵子 13番 中 Ш 博 14番 佐 久 光 藤 15番 児 玉 春 雄 16番 大 谷 貞 廣 17番 伊 藤 正 吉 18番 菅 原 久 和 19番 鈴 木 斌次郎 20番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員(2名)

4番 小 林 悟 10番 千 田 正 英

○説明のための出席者

長 石 川 光 男 市 長 利 行 市 副 谿 総務部長 教 育 長 肥田野 耕 村 公 明 兼新庁舎建設室長 市民生活部長 藤 原 貞 雄 福祉保健部長 鈴 木 司 産業建設部長 俊 水道局長 木 児 玉 幸 鈴 利 美 教育部長 樹 会計管理者 上 護 鎌 田 雅 Ш 生活環境課長 農業委員会事務局長 根 関 谷 良 広 (部長待遇) 生涯学習課長 菅 原 総務課長 小 玉 優 子 (部長待遇) 企画政策課長 栗 昌 財政課長 菅 原 山 隆 剛 産業課長 小 玉 隆 都市建設課長 渡 部 智 幼児教育課長 佐々木 雅 輝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤清孝 議会事務局次長 鈴木 整



平成26年第1回潟上市議会定例会日程表(第3号)

平成26年3月11日(3日目)午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時01分 開議

○議長(伊藤榮悦) ただいまの出席議員は18名であります。

なお、4番小林 悟議員、10番千田正英議員から所用のため欠席の届出がありました ので報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回潟上市議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長(伊藤榮悦) 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、3番佐々木嘉一議員、9番西村 武議員、12番菅原理恵子議員 の順に行います。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。はい、3番。

○3番(佐々木嘉一) 皆さん、おはようございます。3番佐々木嘉一です。宜しくお願いしたいと思います。

今日はまた、朝早くから傍聴者の皆さんに対しても敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、平成26年第1回定例会に当たりまして質問の機会をいただき、誠にありがとう ございます。

この度の議会は、潟上市発足して10年を迎える折、任期満了による潟上市市会議員一般選挙によりまして当選されました同僚議員各位に対し、改めてお祝いを申し上げますとともに、全体の奉仕者として市勢発展と市民福祉向上に尽くしてまいりたいと存じているところであります。

さて、季節も三寒四温を繰り返しながらも、一段と春の兆しがしてまいりました。今 冬の積雪、降雪は、本市を含む日本海沿岸地区は比較的降雪が少なく幸いでありました が、県南を中心に積雪が多く、秋田県では昭和49年豪雪以来という豪雪対策本部を設置 しました。

また、先月2月後半に入り、太平洋上で発生しました低気圧の影響により、首都圏をはじめ太平洋沿岸の東北地方に記録的な降雪があり、気象観測史上の例のない120年ぶりの大雪に見舞われ、交通機関が麻痺し、物流をはじめ住民生活に大きな影響をもたら

しました。

昨年は、全国各地をはじめ本市においても記録的な大雨による水害、土砂災害等予期 しない災害が発生しており、地球的な異常気象のあらわれであり、今後における震災も 含め防災・減災上の対策が、より強く求められるものであります。

先般、首都圏の降雪による農業用ビニールハウス被害が発生しました。従来はビニールハウスの撤去は認められませんでしたが、今回の農業災害に関し、国からの補助が認められたようであります。このように対応が変わってきています。潟上市としても、これまでは大雨等による農地・農業施設災害に対しても市単独で助成しており、積極的な対応に対しては評価をしております。しかし、市単独の負担、復旧に関しては、その判断はその都度市長判断としているようでありますが、これまでの対応の経過から条例化を図るべきと思う次第であります。このことに関しては、新年度において新たに地域防災計画改定事業が予定されておりますが、自然災害等による災害復旧費につきましては公共、非公共を問わず市単独の負担については市が条例化を図るべきではないかと思うところであります。

また先般、市税にかかわる誤賦課・誤徴収についての報告がありました。ちょうど1年前に市営住宅の家賃の計算方法が建築物の構造による減価償却の適用誤りがありました。これは計算以前の制度解釈の問題であります。このことは組織と人事にかかわることではないかと思います。行政事務は多様であって、職員はプロフェッショナルでオールマイティーでなければなりませんが、反面それぞれ専門分野には精通したベテラン職員の配置も必要であります。人事と組織運営は首長の専権事項であります。このようなことによって職員が萎縮しないように、組織風土の確立こそ重要ではないかと思われます。

前段が少し長くなりましたが、質問に入らせていただきたいと存じます。

1つ目は、合併10年の節目と潟上市総合発展計画についてお伺いします。

潟上市は合併10年目を迎えました。新年度においては、市政施行10周年を冠した各種行事も計画されるようであります。これまでの10年間は、合併特例期間として合併時協定による新市基本計画、建設計画をもとに総合発展計画を策定し、市政運営を進めてきたところであります。

これに関連して、次期潟上市発展計画策定にかかわる所信についてお伺い致します。 先般発表になりました平成26年度の主要事業にありますように、新年度は市発展計画 の改定作業を行うべく関係予算が計上されております。このことは市町村の合併の特例に関する法律第6条に規定する趣旨に基づき、合併市町村の均衡ある発展を期待して定められた新市建設基本計画に照らして行われるものと思いますし、それが潟上市における次期市政運営5年、あるいは10年の基本となるものであります。3万人の市政施行は合併特例によるものであるが、新市創造の基盤づくりの10年をどのように捉え、次なる課題は何かを確認し評価することが必要と思います。この度、次期計画策定準備のための予算と準備事務について述べられております。次期計画改定に向けての課題と展望について、市長の所信についてお伺いするものであります。

次に、合併特例期間終了後の国・県の支援措置についてお伺いします。

このことに関しては、これまで断片的には伺っておりますが、具体的にお尋ね致します。

国・県からの財政支援の方向は、どのようになりますか。地方交付税の算定は、どのようになりますか。地方債に関しては、どのようになりますか。合併振興基金積立事業との関係は、具体的にどのようになるのか、その他関係することがありましたら教えていただきたいと存じます。

次に、地域審議会についてお伺い致します。

合併10年の特例期間を迎えるに当たり、合併時に旧3町の合併協議会が協定調印した 内容の実現が図られるよう、市町村の合併の特例に関する法律第22条に規定する「地域 審議会」は構成する旧町村ごとに設置されるよう規定されています。潟上市においても 条例化され、10年間の特例期間中の時限条例として運営されてきました。しかし、合併 市町村の区域ごとに設置されなければならない地域審議会は、天王地区には設置されな かったのであります。

先般、かつて地域審議会の委員の方から審議会のあり方、運営についてのお話もありましたし、趣旨が生かされていないので辞任された旨のお話も伺っております。こうした観点から、協議会の運営と諮問事項並びに諮問時期について設置の趣旨が生かされたか疑問もあります。合併協議により定めた旧町ごとの事務について、市長の諮問に応じて開催される諮問会議が事業が決まってからの報告会では意味がないということであります。どのように評価しておりますか。今さらということでもありますが、信義誠実にかかわるものではないかと思い、お伺いするものであります。

次に、潟上市総合発展計画検討委員会は、条例化をすべきではないかということであ

ります。

現在、潟上市の市政運営の基本となる総合発展計画の策定のため、平成17年10月に設置要綱により設置され、総合発展計画の策定、計画推進という所掌する機関とされ、計画策定により任務が終了とされております。自治法第2条第4項に規定されておりました総合発展基本構想は議会の議決事項でありましたが、改正により議会の議決はなくなりました。他方、これまでの基本構想10年間の長いスパンでの構想策定義務は、変動著しい時代では構想と現実の乖離を考慮して改正したとも思われます。本市における改正後の運用につきましては、先例にならって進める市長の認識は伺っております。

質問でありますが、総合発展計画の策定機関は、潟上市の長いスパンの重要な方針を 策定する機関であります。また、自治基本条例に規定する市民参加、自治法第138条の 3 並びに4の規定等を考慮して、条例化に基づく機関として位置づけるべきと存じます が、いかがでしょうか。

また、先般制定施行されました潟上市議会基本条例第7条1項第3号の規定は、議員は、法令等で特別の定めがある場合を除き、原則として執行機関等の委員に就任しない旨の規定があります。これら関係条例上の調整を図り、対処すべきと思いますが、いかがでしようか。

大きい2つ目、都市計画についてお伺い致します。

潟上市の都市計画については、先般、都市計画マスタープランが策定されました。主要地方道沿線の建築物の許可の拡大、市街化調整区域内における都市計画法第34条第11号の許可の受け皿であります区域が指定され、許可件数も増加している旨の報告がありました。このことに関し、次により質問を致します。

市街化区域内農地の現状についてをお伺い致します。

本市の市街化区域面積は683へクタールであります。そのうち市街化区域内残存農地として、田んぼ約70へクタール、畑地等が12へクタールくらいが、開発せずに農地として利用されていると伺っております。市街化区域内農地は、概ね10年間で市街化を促進することを前提に都市計画決定され、それぞれ市街化区域の整備、開発保全の方針が定められております。したがって、農業振興区域から除外されております。

ご案内のように、税制上にかかわる固定資産税相当額についてお聞きしましたところ、 農用地区域内農地と比較して市街化区域内の農地が負担する固定資産税は、かなり高い 負担をしているということであります。また、調査時点はわかりませんが、市街化区域 内の農地所有者の意向を調査しましたところ、6割の方々が現状でよい旨の回答であったということも承っております。こうした現状認識でよろしいでしょうか。

次に、市街化区域の整備方針と法第34条第11号についてお伺い致します。

このことに関して市街化区域の都市計画の決定については、市町村長の意見を付し、 県の都市計画審議会の議を経て最終は知事決定であります。法第34条第11号は権限移譲 により市長でありますが、こうした計画の現状から、市街化区域の整備方針と法第34条、 つまり市街化調整区域の開発行為の許可との整合性を図る必要がなかったかということ であります。あるいは、計画の見直しをすることが必要であり、本件に関しては著しく 均衡を欠くことではないかと思われますが、どのように思いますか。

次に、見直し、是正措置について、これは私から申し上げることはどうかと思いますけれども、こういう現状を踏まえまして市街化区域内農地を生産緑地に指定することがありますが、六大都市に限られていたことでありました。しかし、最近の動向からは、地方都市においても都市農業という観点と災害時の避難場所の確保ということから、生産緑地の指定が増えているという情報もあります。市街地計画の整備が進まないか、はたまた断念するとなれば、農業振興区域に戻すことについても検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

税負担の現状は、現況農地であっても相続税・贈与税はもちろん、売買に関しては登録免許税の評価額は宅地並みとして課税されます。また、相続税については来年1月の改正が予定されておりまして、諸控除の引き下げは従来の金持ち税制ではなく、納税義務者の増加を予定した改正であります。市街化区域に農地を持つ方々については、こうした課題を持つことになります。

こうしたことについて本市の都市政策と都市計画の現状は、市街化区域の整備方針を棚上げにして調整区域の例外を推進するやり方であり、つまり政策の齟齬か二律背反としか言いようがありません。検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、大きい3番ですが、昭和庁舎並びに周辺の整備方針についてお伺いします。

市の新庁舎の建設関連事業費は、およそ50億円という平成27年3月完成を目指し、工事が進められております。新庁舎建設に関しては、平成19年の基本構想検討委員会の発足からすれば長い時間を要しましたが、潟上市の行政拠点の位置づけがなされ、条例も決まりました。

天王、昭和、飯田川、それぞれの庁舎は現在は分庁舎として利用されておりますが、

昭和・飯田川庁舎は窓口機能を残し、その他行政機能は新庁舎に移転することであります。

それぞれの現庁舎の活用については、それぞれの地区に設けられました市民による利活用検討委員会で検討され方向性は提案されましたが、そうしたご提案を未来志向的な観点からソフト・ハード両面からの検討により、早期に答えを出してゆくべきと思います。

昭和庁舎は築後17年、残存耐用年数及び耐震性は問題はありません。その他敷地面積は3万3,000㎡であります。市街地の中心にあり、交通の利便性等優位な位置にあります。この際提案でありますが、新庁舎は潟上市の行政拠点とし、昭和庁舎は潟上市の産業文化拠点として位置づけた構想のもとに、民間活力を引き出してゆく手段もあわせ考えてゆく未来創造的なプロジェクトとして、交流人口の増大にもつながるような活用を目指したいものであります。そして、合併市として地域バランスを考慮した方向を選択することについて提案致したいと存じます。

こうしたご提案につきましては、先般、先輩議員からも具体的な要望が出されましたが、その際の市長答弁は、かなり前向きと受け止めたところであります。市長のご所見を賜りたいと存じます。

次に、大きく4つ目でありますが、農業政策の転換と潟上市農業についてお伺い致します。

先般、国は平成30年に、これまでの40年の長きにわたって実施してきました米の生産 調整を廃止することにしました。以来、アベノミクスと言われるデフレ脱却、成長戦略、 財政戦略等々の他産業成長戦略、規制緩和という基本政策のもとに農業政策も見直しさ れ、平成26年度の政策が示されました。大きくは、米生産調整(減反)への対応と農地 の集積と担い手対策、農地のフル活用であります。

こうした国の政策を受け、農業県としての県は、秋田県農業・農村元気創造推進本部 や秋田県農業・農村元気創造推進県民会議を設置して、米政策と水田農業のあり方、中 山間地域の活性化対策、構造改革としてのブランド化、戦略作物等の課題を中心に検討 しております。

県議会も始まり、議会の議論の中心は、農業政策の転換に議論が集中されるようであります。

私は、さきの定例会において、農業政策の転換に対して市の対応について伺っており

ますが、その際、国県の対応を見ながら対応をしてまいりたい旨を賜りました。国県の 政策は示されていますが、次により質問致します。

1つ目は、生産調整廃止に向けての潟上市水田農業のあり方については、どのように 考えておるものでしょうか。

2つ目は、潟上市における「人・農地プラン」の策定状況は、どのようになっておるでしょうか。

3つ目ですが、秋田元気創造プラン、農林水産戦略骨子と市農業の複合化対策については、どのようにお考えでしょうか。

さらには、本市には果樹・花卉等の先進的な作目もありますけれども、それらもやは り市農業の今後の振興対策等について、あわせて伺えれば幸いであります。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

- ○議長(伊藤榮悦) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 3番佐々木嘉一議員の一般質問のイの「次期総合発展計画策定にかかわる所信」についてお答えを致します。

次期総合計画は、今後の市政運営の基盤となるものであり、その策定に当たっては、 これまでの課題の確認と評価を行うことが今後の社会情勢を踏まえた有効な計画づくり の第一歩であると認識しております。

合併後10年間に及ぶ総合発展計画の課題確認及び評価を適切に行うためには、これまでの取り組みを多角的に分析し、かつ、市民アンケート等による市民の評価を踏まえた上で進めていくことが肝要であり、そのための関連予算を今回計上したところであります。

現行の潟上市総合発展計画後期基本計画は、平成27年度をもって計画期間満了となるため、平成26年度後半から次期総合計画策定のための準備を進め、平成27年度までかけて計画を練り上げていく予定であります。

現段階で次期計画の策定方針は決定しておりませんが、今後の計画は、本市をはじめ 県内すべての市町村で加速度的に人口減少及び少子高齢化が進行していくことを念頭に、 これまでの10年間とは全く違った視点からのものとなることは確かであります。次期計 画は、こうした中で本市のまちづくりの方向性を示すものとして、これまでとは異なる あり方が求められているものと考えております。

これらを踏まえ、計画の策定過程においては、日々変化する社会情勢、多様化する住

民ニーズを的確に反映し、県の総合計画となる「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」 との整合性も十分に考慮しながら進めるとともに、議会及び市民の皆様からのご意見を 賜りながら、よりよい計画づくりを目指してまいります。

- ○議長(伊藤榮悦) 鐙副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 3番議員にお答えします。

ご質問の口の「合併特例期間終了後の国・県からの支援措置」についてお答え致します。

佐々木議員もよくご存じのこととは存じますが、改めて合併団体に対する財政面での 国・県からの優遇措置について確認したいと思います。

優遇措置の内容でございますが、第1点は地方交付税の額の算定の特例であります。 これは、旧市町村合併特例法第11条に定められているもので、普通交付税の合併算定替 と言われているものであります。本市の場合は、平成26年度までは合併算定替が適用さ れ、さらにその後5年間にわたり段階的に激変緩和措置を受けて平成32年度に合併算定 替による普通交付税の加算が全廃されることになっております。

優遇措置のもう一点は、旧市町村合併特例法第11条の2に定められている地方債の特例、いわゆる合併特例債であります。起債充当率は95%、後年度の元利償還金の70%は普通交付税に算入され、他の起債と比べて大変有利な起債となっております。

なお、合併特例債の利用可能期間については、当初は平成26年度までとなっておりましたが、3年前の東日本大震災を受けて5年間延長されることで法律が改正されており、本市においても計画どおり活用できるよう平成26年度に事務作業を進めることとしております。

こうした財政の優遇措置が廃止されることに伴う財政支援ですが、県からは具体的な ものは示されておりません。

国においては、合併後の新たな市町村の姿を反映した普通交付税の算定方法に見直しを進めているところであります。国から示された資料では、平成26年度以降5年程度で、1点目として支所に要する経費の算定、2点目として人口密度等による基準財政需要額の割増し、3点目として標準団体の面積を拡大する方向で見直しを行うこととしております。

また、佐々木議員からご指摘のあった合併振興基金積立事業については、27年度以降の交付税の縮減を踏まえて実施するものであります。

基金を充当できる事業は、基金条例に定めるとしており、住民の連帯の強化及び地域 振興に資するものでありますが、具体的な使途については今後検討してまいります。

次に、ご質問のハの「地域審議会」についてお答え致します。

はじめに、地域審議会は市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項において置く ことができると規定されているものであります。ご質問にある「合併市町村の区域毎に 設置されなければならない」という必置の機関ではございません。

平成16年6月22日開催の第15回合併協議会において、昭和地区・飯田川地区に設置することを確認したものであり、また、このことは合併前の旧町議会においても審議され、旧3町の意思が反映された結果であります。

本市の条例において地域審議会の所掌事務は、新市建設計画の変更、新市建設計画の 進捗状況、新市の基本構想作成及び変更、その他市長が必要と認めるものについて、市 長の諮問に応じて答申すること等が定められております。

これまで地域審議会には、「大久保小学校・豊川小学校の統合について」と「総合発展計画・基本構想の策定時と変更時」など計6件の諮問を行い、答申をいただいております。

諮問に当たっては、市の原案を提示した上で後日、地域審議会の答申をいただいており、その間に地域審議会としての意見をまとめるための時間を確保するようにしております。その結果、意見を付して答申された例もあるほか、諮問・答申以外にも市長に対し「駅舎の改築と駅周辺整備」、「大豊小学校線整備事業や大久保踏切改良計画」など4件の意見書が提出されており、これらについて随時進捗状況について地域審議会へ報告していることなどからも、地域審議会設置の趣旨は十分に生かされているものと認識しております。

間もなく10年目を迎えようとしております地域審議会でありますが、住民の意見が新市の施策等に反映されにくくなるという不安への対応、いわば市町村合併直後という特殊な状況下において一定の期間に限り設置できる特例的な制度であります。これまで地域審議会委員、また、議会の皆様はじめ自治会や各種団体等の方々の熱心な活動のおかげで、こういった不安は払拭されたものと捉えております。設置最終年度となる平成26年度も信義誠実の原則に基づき、粛々と審議会の運営を行ってまいります。

次に、ご質問の二の「潟上市総合発展計画検討委員会は条例化」についてお答え致します。

はじめに、このことについては、平成25年第1回定例会における佐々木議員の一般質問にお答えしたとおりでありますが、再度、補足しながらお答えさせていただきます。

また、次期総合計画の名称等は未定であることから、答弁に当たり、当該計画を審議する委員会の名称についても「潟上市次期総合計画検討委員会(仮)」とさせていただきます。

佐々木議員のご質問にもございますが、地方自治法第138条の4第3項において、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより審査会・審議会等を附属機関として置くことができるとされております。この規定は、附属機関を置く場合は条例による根拠が必要であると解することができますが、何をもって附属機関とするかは特段定めるものはなく、市町村の判断によるものと考えられます。本市においては、都市計画審議会等、法の規定に基づくものは附属機関としておりますが、それ以外のものについては、諮問機関として要綱により運営しておりますが、それ以外のものについては、諮問機関として要綱により運営しております。潟上市議会基本条例第7条第1項第3号の解説には、「議員は、民生委員推薦会、都市計画審議会、青少年問題協議会等を除く執行機関の附属機関等の委員に就任しないこととしています。」とありますが、潟上市次期総合計画検討委員会(仮)には、今後の市政運営における最重要計画である次期総合計画を審議する委員会であり、重要なものであるということは認識しており、設置及び委員委嘱に当たっては、今後十分な検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) 児玉産業建設部長。
- ○産業建設部長(児玉俊幸) 質問の2つ目「都市計画について」と4つ目の「農業政策 の転換と潟上市農業について」お答えを致します。

はじめに、2つ目の「都市計画について」お答え致します。

ご質問の1点目「市街化区域内農地の現状について」は、佐々木議員の現状認識でよるしいと考えております。

市街化区域内農地保有者の意向調査の件に関しまして補足させていただきますと、平成23年に昭和豊川竜毛地区の方から市街化区域から除外してもらいたいとの意見があり、同年5月にその方の所有地を含む約5.4~クタール、14人の農地所有者に対し線引き見直しの意向を調査したものでございます。調査の前には説明会を開催し、市街化区域、市街化調整区域、それぞれのメリット・デメリットも説明させていただきましたし、区域変更も可能であることもお伝えしました。調査結果は、面積比77.6%、人数比78.6%

で市街化区域を維持していくとの結果でありました。市では変更意向の方々に対し、所 有地を市街化調整区域に接する方と交換分合できれば変更は可能ですと説明しましたが 合意には至らなかったようでございます。

2点目の市街化区域の整備方針と法第34条第11号については、市街化区域は既に市街地を形成している区域と、まだ市街化に至っていない地区をあわせ、居住地にふさわしい地区として指定しております。都市施設等のインフラ整備もそれを受け入れるため優先的に整備を進めてきております。

しかしながら、経済状況の変化や住宅需要の減衰により、合併後の土地利用転換は 6.4~クタールとその進行速度は遅いのが現状でございます。今後も急激な宅地需要の 増加は見込めないものの、宅地開発等については民間主導で行われることが第一と考えており、市内外に向け開発可能地の存在を PR していきたいと考えております。

一方、都市計画法第34条第11号につきましては、市街化調整区域内の既存集落において、少子高齢化、社会情勢の変化等によりコミュニティ維持が難しくなってきている現状を踏まえ、現行の厳しすぎる土地利用規制を緩和し、様々な階層の方々を取り込んで地域の活性化につなげていきたいという考えから制度導入し、既存集落の周辺部を中心に区域指定したものでございます。

都市計画法の区域理念は十分に理解しておりますが、市街化区域、市街化調整区域、 それぞれの生活圏の維持向上も行政の重要な役割であり、その対応策を進めていくこと が必要との判断から、整合性は図られておりそれぞれの区域で著しく均衡を欠くことで はないと認識しております。

3点目の「見直し、是正措置について」は、市街化区域内農地の課税問題については 承知しております。今までも秋田都市計画担当者協議会の際に問題として取り上げられ ました。

しかしながら、現行法制上では税率の算定基準は決められており、各々の市町村独自の税率を適用させることはできないとの税務担当部局の回答でした。このことについては、土地所有者が今後とも農業を継続してゆくとの強い意向があれば、逆線引き、生産緑地への指定変更を検討し対応していきたいと考えております。

佐々木議員は質問の中で「本市の都市政策と都市計画の現状は、市街化区域の整備方針を棚上げし、調整区域の例外を推進するやり方であり」と厳しく述べておられますが、 これは市街化区域において宅地化を進め、調整区域において宅地開発を許容していると の趣旨と推察されます。しかしながら、宅地開発だけが都市計画でしょうか。現在、市では地域間を安全に結ぶ道路や雨水冠水を防ぐ排水設備等々の整備を進めております。 これらもれっきとした都市政策であり、市街化区域の整備ではないでしょうか。市民が安全・安心に暮らせるためには、市街化区域、市街化調整区域の別なく、それぞれの持つ課題に対しその対応策を進めていくことと捉えており、政策の齟齬、二律背反であるとの指摘には当たらないと考えております。

次に、質問の4つ目「農業政策の転換と潟上市農業について」お答え致します。

市長が施政方針で述べたとおり、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉の閣僚会議が 閉幕し、目標としていた大筋合意には至りませんでした。

本市の基幹産業であります農業については、影響が極めて大きいことから、今後の交 渉の行方を注視しながら政策を進めていく必要があると考えております。

1点目の「生産調整廃止に向けての潟上市水田農業のあり方について」でありますが、 国では需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外 食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需要・価格情報、販売 進捗、在庫情報の提供の環境整備を進め、定着状況を見ながら5年後を目途に、行政に よる生産目標数量の配分に頼らずとも国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者 や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行 政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととしております。

本市と致しましても、地域農業再生協議会、生産者、農業団体と協議を重ね、これを踏まえて経営判断や販売戦略に基づき、どのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定し、消費者ニーズに応じた魅力ある産地づくりを推進していきたいと考えております。

2点目の潟上市における「人・農地プラン」の策定状況については、本市において昨年度までに天王地区で11地区、昭和地区では3地区、飯田川地区では1地区の15地区について、地区の中心となる経営体の位置づけまで策定しております。

今年度については、集落営農から法人へ移行した地域や新たに設立した法人、青年就 農給付金の対象者等について見直しを行っております。

3点目の秋田元気創造プラン(農林水産戦略骨子)と市農業の複合化対策については、 トップブランドを目指した園芸作物の産地づくりを推進しており、本市としてもえだま め日本一の取り組み強化を図り、ネギやアスパラガスのナショナルブランド化を推進す るとともに、大豆等の土地利用型作物をはじめ野菜等の戦略作物による水田フル活用の 推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) 幸村総務部長。
- ○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) 一般質問の3点目「昭和庁舎並びに周辺の整備方針について」お答え致します。

まず、現庁舎利活用の方向性として基本的な考え方について申し上げます。

ご承知のように、現庁舎は周辺の公共施設等を含め長年にわたりそれぞれの地区において、まちづくりの拠点として親しまれ活用されてきました。このため、現庁舎の利活用に市民目線に立った様々な意見や提言を反映させるため、市民30人で構成された「潟上市現庁舎等利活用検討委員会」から検討結果の報告を受けており、この検討結果を踏まえ、地域の活性化を主眼において検討を進めております。

ご質問では、市民委員会の提案を未来志向的な観点からソフト・ハード両面から検討を進め、昭和庁舎は潟上市の産業文化拠点として位置づけた構想のもと、民間活力を引き出してゆく手段もあわせ考えてゆく未来創造的なプロジェクトとして交流人口の増大にもつながるような活用を目指したいとするものでございます。

現庁舎利活用につきましては、庁舎の現状、周辺地域への影響等に配慮するとともに、 利用目的に着目し、活用効果の期待でき得る方策について検討し、利活用方法、整備方 針等を取りまとめた整備計画を策定することとしております。

なお、ご質問のとおり前回の議会定例会において一般質問されました中に、文化会館 建設という具体的な要望もございました。質問に対しては、「冒頭に将来にわたる質問 だという前提でご質問されましたことから、ここを文化ホールにするには、技術的にも 財政的にも無理があると思っていますし、別途考えていかなければならない」と答弁し たものであり、昨日7番佐藤議員にお答えしましたとおり、今後内部での検討が必要と 考えております。

各地区の活性化は、今後とも重要な課題であります。現庁舎周辺が、引き続きまちづくりの拠点として親しまれる利活用が図られますよう、市民の代表である議会との協議を経て整備計画を策定することとしております。

以上であります。

○議長(伊藤榮悦) 3番、再質問ありますか。

○3番(佐々木嘉一) 大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。

潟上市の発展計画検討委員会の条例化でございますけれども、その他私も先ほど前段でもお話しましたけれども、例えば災害の場合の市の負担の条例についてもお話しました。いずれ要綱とか要領、あるいは規程というのは、その都度、政策あるいはその判断によって変わると、変わるものであります。条例は条例改正がなければ、そのままずっと続きますので、この度国の方でも例えば農業政策の多面的機能支払、あるいはいろいろな生産調整によってなされました戸別所得補償、そういうようなものについては法制化を図るということですので、というのは、どっちかというとその都度政府なり執行部が変わることによって変わるというふうな要綱とかそういうものであれば、そういう何といいますか、そういう性質を持っておりますので、私は必要なものであったらちゃんと条例化して、そしてやっぱり市民全体が参加して検討していく機関に改めた方がいいのではないかというふうな観点から申し上げておりますので、今後検討するということでありますので十分検討していただきたいと思います。

私からの質問でありませんので、それでいいと思います。

都市計画についてでございますけれども、先ほど産業建設部長の方からいろいろありました。特に、これはまず私としては、やっぱり都市政策、都市計画については、やっぱり同じところの町で、市で、一方では都市計画の市街化区域をして整備方針を掲げておいて、一方では調整区域をやりやすいようにやるということは、やっぱり地域開発の計画上、バランスを欠く問題ではないかなとそう思います。したがって、その制度そのものは、10年間で市街化区域というのは整備しますよということで、都市計画決定して皆さんに約束しておるものですから、その10年間、10年間で見直しをして、やはり逐次やっていくということだと思います。

いずれその場合、これは整合、きちんと合ってる、私の指摘は間違っているということですが、もうちょっと具体的にその辺、答弁してもらえませんか。

- ○議長(伊藤榮悦) 児玉産業建設部長。
- ○産業建設部長(児玉俊幸) 3番佐々木議員にお答えを致します。

特に市街化農地につきましては、昭和地区のところで地区計画を策定したところがなかなか進んでいないという状況がございます。そのところが市街化農地として残っている部分が多いという状況でございます。

佐々木議員につきましては、都市計画については大変旧昭和町当時からかなり明るく

て、ほとんど佐々木議員がかかわってきたような都市計画であるので、大変その辺のところを心配してのご発言だと思うわけでございますけれども、その中で今回34-11で区域指定したのは、特定の場所だけを行ったものではないということで、その図面につきましては各地域、5カ所に、全市にわたって説明会を行っておりますし、皆さんにも34-11のこの図面をお示しをしている状況がございます。やはりその開発するとした場合につきましては、やはり市で開発するのではなくて民間業者が行うものでございますので、やはり採算性とか便利性、そういうものを考慮した中で今現在開発されているところは追分地区が多いわけでございますけれども、市としてつくったのは、34-11につきましては今までの調整区域の中で集落がだんだん維持できない状況にあるという状況があるわけです。やはりその地域に連坦をして土地を宅地、今まで建てれないところに建てていけるということも狙いとしてありますので、意図的な形でやったのでなくて全市的にこの計画を立てたということでございますので、そのことはご理解いただきたいと思います。

先ほど言いました地区計画のところにつきましては、なかなか現在進んでいない状況がございますので、そういう意味で先ほどそういう方々については意向調査をしながら現在進めてきたという状況で、やはり7割以上の方々が現状でいいということでございます。

佐々木議員からは生産緑地のことについてもいろいろお話されておりました。その中で、特に佐々木議員が言われた大都市圏の中でございますけれども、今回これを策定してやるとした場合については、あともう30年間、もうほかのところに転用できないというような規定が法律上でございます。生産緑地法の第10条で30年を経過しないとだめだというものも規定されておりますので、もう30年は農地から転用できないということもありますので、やはりそういう方々がどれがいいのかという選択肢を市としては考えていただいて、それを変更するのであれば変更するという考え方は持っておるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) はい、3番。
- ○3番(佐々木嘉一) 今、産業建設部長のお話は、わからないわけでもないですけれど も、やっぱりどっちかというと市街化区域を10年間で積極的に進めるという区域を持っ ていながら、また一方では調整区域の開発をやっていくと。それは集落の周辺だからい

いということなんですが、実は34条の私10号まではわかるけれども11号わからなかった わけですが、いずれ調整区域の開発は必要によってはほとんどできるわけです。ほとん ど、本当にできないものというと特別なもの、いわゆる市街化区域で特別なもの以外は ほとんどできるわけですが、今回の道路認定のあれを見ましても、総延長が14メートル というような開発行為もあるということになりますと、いや、これが本当にまちづくり なのかなという感じもしますし、さきに道路計画、市長の手のもとで発表になりました。 市街化区域も連坦して農用地が残っているところ、あるいは虫食い状態になっていると ころがあるかもしれません。そんなことからしますと、やっぱり市街化区域に道路一本 ぐらいはつくってもいいのでないのかなと、それがまた一つの整備、開発、保全の方針 に近づいていくものじゃないのかなということなんです。ところが、全部それをそのま まにして、全然手つかずにして、また一方、またその開発だというふうになると、これ は二律背反ではないと言ったけれども、自己矛盾ではないのかなと、そんな感じもしま す。ですから、やはり早い機会にきちんと決めて、虫食い状態になってスプロール現象 になっているところはどうするか、集団的な農地についてはどうするか、その辺をやっ ぱりもう少し具体的に考えてみた方が現実的ではないのかなと私はそんな気持ちであり ます。

生産緑地については、どっちかというと一方では都市農業を守るということもありますが、私の方についてはそこまで考えられるかどうかわかりませんけれども、いずれそんなことでひとつ、要はその市街化区域をどうするかと、現状のままでいいのかどうかと、ただ税負担だけかけていいのかと、そういうことですが、税をかけないということはこれは国賊ですが、当然日本国でいる以上は税負担はこれ当然ですが、要するに700万円から800万円ぐらいの課税が普通の固定資産より高く賦課徴収しているということもありますので、そういうことでありますと、やっぱりきちんとした整備方針は立てて両立するようにやるか、あるいはやらないとすれば方向を見直すのかという、その辺ではないかなと思いますが、答弁お願いします。

- ○議長(伊藤榮悦) 市長。
- ○市長(石川光男) 今、3番さんの市街化調整区域、市街化区域について意見を述べて おりますが、これはさかのぼると合併時で一番の、特に千田町長さんが悲願としている のは、調整区域、市街化区域の見直しでありました。白地にすると。これ我々、当時野 呂田先生を含めて国会の方、県の方へ、国の方へ働きかけましたが、ご承知のように見

直しはできないと。現状は県知事が裁量権があるということで、次善の策として34-11を県内で初めて潟上市が採用して、相当のこの住宅が建っているということもあります。この後どうするかというと、やはり法律で定めた以外のことについてはやれますが、法律で定めた以降については我々としては何ともできないということで、3番さんのお気持ちもわかりますが、特に3番さんは昭和の都市建設課長ですか、相当その今の条例の原点となるようなものを作成した責任者でもありまして一番わかると思っておりますが、今後ともひとつ我々にもご指導いただければありがたいということであります。

- ○議長(伊藤榮悦) はい、3番。
- ○3番(佐々木嘉一) 私もそういう経験がありますので、このままではよろしくないということで申し上げておりますので、十分検討じゃなくて、やっぱり見直しをする方向をひとつ検討していただきたいと思います。

時間がありませんけれども、3番の昭和庁舎周辺の整備方針について、先ほど大変前向きなといえばいいですか、そういう答えをいただきましたけれども、いずれ単純なものではないと思いますよ。ですから、ただ建物あるからこれを例えば改造して車庫にしるとか事務所にせよ、そういうことじゃなくて、もう少しやっぱり未来志向的にソフト面をきちんとやっぱり検討して、いろんな意見ありましたけれども、そのものについてはぜひ早期に、庁舎完成前にきちんとやっぱり方向を出すという方向でひとつ検討してくださるように私の方から質問に変えてお願いします。

- ○議長(伊藤榮悦) 市長。
- ○市長(石川光男) 庁舎の完成の前にということでございます。これは断言できません。 ただしながら、意見として3番さんが提案しておりますが、新庁舎は潟上市の行政拠点 とし、昭和庁舎は潟上市の産業文化拠点として位置づけた構想のもと、民間活力を引き 出していく手段もあわせて考えていく未来創造的なプロジェクトということについては、 私もなるほどと思うところがありますので、それを主に考えながら進めていきたいと。
- ○議長(伊藤榮悦) 時間がもう1分以内ですので、重点的な質問ありましたらどうぞ。
- ○3番(佐々木嘉一) いずれこの後、いろいろなやり取りありましたけれども、ひとつ 前向きにひとつ検討していただきたいと思います。

これで終わります。どうもありがとうございました。

- ○議長(伊藤榮悦) これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。
 - 9番西村議員の発言を許します。はい、9番。

○9番(西村 武) それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成26年度の諸事業を支える一般会計並びに特別会計の予算案を審議する3月定例議会において、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、日ごろ市政発展のためご努力をなされております市長はじめ当局のご労苦に対 しましても敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は、さきに提出しておりました通告書に基づきまして、順次簡潔に質問致しますので、市長はじめ関係当局の誠意ある答弁を求めます。

質問の1点目は、合併10年後のまちづくりの指針についてお尋ねを致します。

本市は、平成17年3月に旧3町が合併し、潟上市が誕生して、合併後の平成18年度より平成27年度を目標年次とする潟上市総合発展計画を策定し、前期基本計画と後期基本計画を区分し、現在、後期基本計画に基づき市政運営を行っているものでございます。

今年は合併して10年目であり、一つの節目であると思います。石川市長主導のもと、本市は健全財政を堅持し、合併当初驚くほど高かった実質公債比率も計画どおり平成24年度決算の認定から11.1%と、まさに正常であり、経常収支比率でも89.6%と毎年抑制に努めていることがよく理解できます。

また、これまでの実施事業でも旧3町の垣根を取り払うように、均等な事業計画や事業の実施等で均衡ある発展を成し遂げてきているものと高く評価する市民が多いと思われます。

ただその一方で、ある地区一部住民よりは、天王地区だけが発展し他地区が取り残されるのではないかという心配される声もあります。

合併10年目にして、旧3町の垣根が完全に取り払われたと言われないような感じさえ しますが、これは私だけでしょうか。市長はじめ、当局はどのように感じているものか、 潟上市は一つであるためのさらなる方策をどのようにお考えなのか、あわせて次の3点 についてもご所見を伺います。

その1と致しまして、合併10年後のまちづくりの指針について。

また、2つ目と致しまして、地域文化、伝統芸能、地域活動の支援と地域間の交流等 を推進するための文化会館建設等のお考えについてお尋ねをしたいと思います。

また、その3と致しまして、平成23年度から25年度事業計画に対する実施の進捗状況 と課題について伺いたいと思います。

以上について、市長はどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

2つ目と致しまして、中小企業振興対策等についてお尋ねを致します。

本県はじめ本市の中小企業を取り巻く状況は、企業を支える若年層の県外流出や事業者の高齢化、後継者不足を要因とする小規模零細企業の廃業等、さらに大規模小売店の進出に伴う地元商店街の衰退、大手企業の生産拠点再編による業務委託解消などにより多くの問題に直面しております。

このような状況の中、中小企業振興のための理念や施策などを明確化した中小企業振興基本条例等を制定する動きが進んでおります。既に市レベルでは平成23年9月、仙北市が県内自治体で初めて中小企業振興条例と同じ趣旨の産業振興基本条例を制定したほか、由利本荘市では平成25年3月、地域特性を生かした産業振興と中小企業の育成に関する条例が制定されております。この背景にあるのが若年層の市外流出抑制や地元の中小企業が地域経済の発展に貢献できる地域社会の担い手として経済の再生化を図る狙いがあるものと聞いております。

本市の場合も地元中小企業が経済を支える重要な役割を担っていることは認識のとおりでございます。成長への自助努力を促すなど、中小企業をサポートする体制の強化が必要不可欠であり、市長はじめ当局はどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。その1と致しまして、中小企業振興の考え方について。

その2と致しまして、中小企業と本市経済の関わりについて。

その3と致しまして、中小企業をサポートする体制の強化について、以上3点について てご所見を伺います。

3つ目の質問は、産業の振興と6次産業の推進についてお尋ねを致します。

平成20年7月、農林水産省と経済産業省が連携して取り組む新しい施策である中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律「農商工等連携促進法」が施行され、農林漁業者と商工業者等が通常の取引関係を越えて協力し、お互いの強みを生かし、売れる新商品、新サービスの開発・生産を行い、需要の開拓を行うということですが、これまで農林漁業者は農林漁業者だけで、また、商工業者は商工業者だけで商品サービス開発・生産を進めてきましたが、そうした垣根を取り払い、全く新しい商品サービス供給や市場での販売が可能となり、売り上げや利益の増につなげることが目的であり、また、地域の活性化につなげるのがこの法律の最大の目的であると言われております。

本市では、農林漁業関係に関する自然資源などたくさんございます。また、近年、耕

作放棄地等が目につくようになりました。これらを活用し、特産品の開発等を考えても よいのではないか。また、農業の実情を憂慮し、農業の再興のためにも、生産から販売 まで時代のニーズに合った6次産業の推進などをどのようにお考えなのか、そのご所見 を伺います。

その1と致しまして、6次産業の指導、推進についてのお考えは。

以上をもって、第1回目の演壇からの質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(伊藤榮悦) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 9番西村 武議員の一般質問の1つ目「合併10年後のまちづくりの 指針について」は私が、2つ目と3つ目は産業建設部長がお答えを致します。

本市では、合併後の平成18年度に策定したまちづくりにおける最上位計画「潟上市総合発展計画」を基本に、これまでまちづくりを進めてまいりました。

初めの5年間の前期基本計画では、まちづくりの主要課題に潟上市としての一体性を 高めるとともに、市民の『心の合併』を掲げ、その推進に特に意を用いてまいりました。 その後の後期基本計画では、『心の合併』の推進から今後は一人ひとりが潟上市民であ ることを誇れるまちづくりを展開していくことと表現を改め、一歩進んだ形で潟上市の 一体感の醸成をこれまで図ってまいりました。

また、合併後の主要事業ハード事業として、昭和地区においては防災無線の整備、市 道街道下線、大清水下谷地線、大豊小学校線などの改良工事、上町集会所や新薬自治会 館などの集会施設の建築、3保育園にバスなどを整備したほか、飯田川地区においても 下虻川公民館や和田妹川公民館、飯塚児童館などの集会施設整備、侭ノ内や槐袋の水害 対策、市道羽立・妹川浜線、新潟端承水路線の改良工事などを計画的に行うなど、決し て特定の地区に偏った事業を実施しているものではありません。

そのほかにも昭和地区、飯田川地区については、今、消防団の器具庫を整備しております。これは、ご承知のように旧天王に交付なる石油備蓄の交付金ですが、合併になってからは垣根はないということで飯田川地区については、器具庫については既に整備が完了と。今年度も昭和地区に2つの器具庫を配備したいという計画を持っております。特に合併後の国体招致の際に、昭和地区については残念ながら公共施設の約半分が下水道が完備されていませんでした。それをすべて下水道を整備したということを忘れてはならないと思っていますし、育英会につきましても、これは旧天王で相当の育英会事業を行っていましたが、旧昭和・飯田川には残念ながらなかったということで、これも全

部垣根をとっぱらって優秀な子弟の育成ということで垣根をとっぱらっていることも事 実であります。むしろ当初は天王の市民からは、市長は昭和・飯田川に優先しているの ではという声も聞かれたのも事実であります。

それはさておいて、既に市民同士では様々な交流や連携は進んでおり、旧町の垣根があるという意識を持っている方は、むしろ市民レベルでは少数ではないかと感じております。我々もその認識でおります。10周年という節目、また、現在建設中の新庁舎を起点とし、今後も様々な活動を通じて「潟上市」が一つであることの具現化を図ってまいります。

ご質問の1点目の「合併10年後のまちづくりの指針」についてお答えを致します。

現在の潟上市総合発展計画(後期基本計画)は平成27年度が計画最終年度であり、28年度以降のまちづくりの指針となる総合計画を策定するための準備作業に26年度から取りかかりたいと考えております。現段階で、次期計画の内容は白紙でありますが、人口減少社会を見据えた計画策定という点で、現行の計画とは方向性が大きく異なってくることだけは確実であります。県の総合計画となる「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」との整合も図りながら、議会を初め市民の皆さんと協議・検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、ご質問の2点目の「地域文化、伝統芸能、地域活動の支援と地域間の交流等を 推進するための文化会館建設等」についてお答えを致します。

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し創造性を育むために極めて重要であると考えています。市民が文化を創造し享受するには、芸術文化を鑑賞できる機会と芸術文化活動に参加できる環境を整えていくことが大切であります。住民一人ひとりが文化的に触れたり、創造にかかわったりすることは、それぞれの持つ個性を発揮させ、元気になるばかりではなく、協働を通じて多くの人々を元気にする力となります。

潟上市には、平成25年度において天王地区に30団体、昭和地区に25団体、飯田川地区に22団体、合わせて77団体が潟上市芸術文化協会に加盟し活動を展開しており、地区文化祭や芸術文化フェスティバル、福祉施設におけるボランティア活動等に積極的に取り組んでいるところであります。

また、「飯田川鷺舞」や「新関ささら舞」及び「八郎ばやし」などの伝統芸能は、地域の歴史・風土等に培われた特色ある伝統的な文化であり、これらを継承・発展させて

いくことが重要であります。

長年にわたり培われてきた伝統芸能や地域の特色ある芸術文化活動は、人々を魅了する力があると考えており、今後も文化団体の自主的な活動を支援し、文化力を高めてまいりたいと考えています。

また、文化会館の建設等についてでありますが、7番佐藤議員の一般質問にお答えしたとおり、他市の例を見ますと、客席1,000人規模で建設費が30億円から40億円と巨額であることや、維持管理費、ランニングコストが将来にわたり市民の大きな負担となっていくことが予想されることなどから現状の整備計画はございませんが、昨日の7番佐藤議員と今日の3番佐々木議員にもお答えしておりますが、今後は内部的での検討、要するに調査・研究等に入ると、こういう必要があると考えております。

次に、ご質問の3点目の「平成23年度から25年度事業計画に対する進捗状況と課題」 についてお答えを致します。

潟上市総合発展計画(後期基本計画)をベースに、3年間を計画期間として策定している実施計画にかかわる進捗状況及び課題としてお答えさせていただきます。

総合発展計画(後期基本計画)は、毎年度末にその進捗管理及び実施計画のローリング作業を行っており、その実施状況の把握に努めております。平成25年度分につきましては、現在作業中でありますことから、現在把握している平成24年度までの進捗状況でお答えを致します。

総合発展計画(後期基本計画)を構成する全7章の基本目標に係る個別の取り組み項目は、第1章から第7章までを合計すると293項目となります。そのうち284項目が「実施済み」、あるいは「実施に向けた検討を行っているもの」であり、計画全体の進捗率は96.9%となります。このことから、現計画につきましては概ね順調に推移しているものと捉えております。残る3.1%の未実施項目につきましては、例えば「公害発生が懸念される企業進出への迅速な対応」という取り組みについては、現状ではそういった懸念のある企業進出がないため未実施となっているものなど、社会情勢や制度面の変化により実施していないものであります。

今後も情報収集及び的確な住民ニーズの把握に努め、計画の推進に努めてまいります。 以上です。

- ○議長(伊藤榮悦) 児玉産業建設部長。
- ○産業建設部長(児玉俊幸) 質問の2つ目「中小企業振興対策等について」と3つ目の

「産業の振興・6次産業の推進について」お答え致します。

初めに、2つ目「中小企業振興対策について」お答え致します。

ご質問の1点目、中小企業振興の考え方、2点目、中小企業と本市経済のかかわり、 3点目、中小企業をサポートする体制の強化につきましては、それぞれ関連がございま すので、あわせて申し上げさせていただきたいと存じます。

県内の社会経済環境は、本年2月に発表された県内金融経済概況によりますと、「県内景気は、緩やかに回復している」とされ、また、昨年末に発表された日銀短観においてもDI値が16年ぶりにプラスに転じるなど、比較的緩やかな好況感に包まれているという状況を伝えております。しかしながら、個別の業種や地元商工業者ベースとしては、実感としての景況感にはまだまだバラつきがあるものと捉えております。特に本年について申し上げますと、消費税増税前のいわゆるかけ込み需要は期待できるものの、増税後の実質購買力の低下による反動減も懸念されるところであります。

また、雇用についても先日の報道によりますと、県内の有効求人倍率は0.81倍となり、16年ぶりの高水準となっているようです。しかしながら、これについても地域や業種によってバラつきが見られるようで、医療関連の事業所が多い県北の回復基調が顕著であり、一方、電子部品関連の事業所が多い由利本荘を含む県南地区では厳しい状況のようでございます。

潟上市においても大規模小売店の進出や一部企業による工場増設といった設備投資が 見られるなど明るい兆しがある一方で、地元商工業者や市民全般に及ぶ雇用環境といっ た面では、決して楽観視できる状況には至っておりません。

社会経済状況が目まぐるしく変化する昨今においては、これまで培ってきた中小企業 を初めとする事業主の方々の経営感覚というものが今後ますます大事になってくるもの と思われます。

このような状況下、県や一部の市において中小企業振興条例制定に向けた動きがありますが、これはいずれも理念条例ということであり、本市においては市の責務のほか、 事業主や金融機関、その他関連団体等の役割を含めた条例策定による実効性という観点から現在検証を行っているところでございます。

中小企業振興策は、雇用環境も含めた地域経済、あるいは地域社会を形成する上でその中枢をなすものであり、商工会における潟上スリースマイルプロジェクトやふるさと 産品の販売、共通商品券発行事業などを通じ、地元商工業の活性化に寄与できるよう、 市と致しましても積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

また、これまでの中小企業振興融資保証料補助金、マルKでございますけれども、や中小企業振興融資制度預託金、これはセーフティネットと言いますけれども、これを継続するとともに、県の緊急就職サポート事業等を通じ、各中小企業事業主が設備投資や雇用確保に向けて積極的に対応できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

一方、本市における企業の進出に対しましても、企業等の立地により市民の雇用創出を含む本市経済の活性化につながるものと判断された場合の対応策としまして、市工場等設置奨励条例の一部改正案を今定例会に上程しておりますので、こちらについてもぜひご審議いただきたいと存じます。

次に、質問の3つ目「産業の振興・6次産業の推進について」お答え致します。

6次産業化の推進につきましては、西村議員ご指摘のとおり農林漁業者だけでは商品サービス開発や販売までのノウハウを十分に持ち合わせていないのが現状でございます。食品加工業者や他産業を取り込んだ異業種交流などにより、連携を取りながら進めることが6次産業化推進の近道であると認識しております。

本市においての取り組みをご紹介しますと、JA秋田みなみでは小菊・輪菊の花束加工パックを卸売業者と取り組んで販売する計画であり、また、JAあきた湖東では、地場産品を加工したエダマメアイス、エダマメソフト、梨パイなどを販売しておりますし、市商工会においては、本市佃煮組合とJA全農あきたと連携し椎茸佃煮を加工・販売する計画でございます。

また、椎茸とトマトの生産から販売に取り組む1法人が6次産業化の総合化事業計画の認定を受けており、事業を推進しているところでございます。さらに、認定農業者協議会では、地域農産物、米・大豆・枝豆・野菜等を利用した商品の加工販売と新商品の開発に向けた異業種との連携に取り組む農事組合法人を視察しておりますし、17企業・団体からなる企業懇話会でもリンゴ加工による果実酒・シードルに関連した取り組みを研修しております。

今後も本市中核施設である「食菜館くらら」や「アグリプラザ昭和」を核とした農産物の生産・加工・販売等の6次産業化に向けた取り組みをさらに支援してまいりますとともに、農商工等の連携を含めた6次産業化に取り組む意欲のある関係者を結びつけるための交流会や必要な技術力や商品開発力・販売力などを身につけるための研修会など

を開催し、6次産業化の推進に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、宜 しくお願い致します。

- ○議長(伊藤榮悦) 再質問はありますか。はい、9番。
- ○9番(西村 武) 1点目の合併10年後のまちづくりの指針については、市長からただいま懇切丁寧なご所見を伺いました。

そういう中で、その答弁の中にもありましたように、これまで、今年度までその事業計画を見てきますと、やはり3町が満遍なく均衡ある発展のように予算編成をされておりますし、また、事業の実施もなされてきております。そういう中で、やっぱり市長が合併当初スローガンとしておりました今日の答弁にもありましたように、この「心の合併」、そういうものが非常に大事ではないかなと、心のつながり、これが足りないのではないかなと、このように思いますので、そういうことを、もう一つは今回の市長の施政方針のスローガンにもありますように、市民による市民のためのまちづくり、その中にまたもう一つは心の合併ですね。そういうものをつけ加えて今後のまちづくり、思いやりのあるまちづくりにした方がいいんじゃないかなと、このように提言をして、次の2つ目の質問に移らせていただきます。

そういうことから潟上市は一つであるというようなことで、この地域間の交流が必要なのじゃないかなと思いまして、この地域の文化、伝統芸能、あるいは地域活動の支援、地域間の交流、こういうものを含めましてこの文化会館の建設ということをちょっとお尋ねした次第でございます。市長の施政方針の中にもありますように、芸術文化の振興、あるいは伝統文化の継承・発展、文化祭、音楽祭、芸術文化活動を推進する、こういうふうに述べられておりますので、私はそういうまた拠点、そういうものが必要じゃないかなと思いましたので、しかし今言ったように30億から40億ぐらいのお金がかかるというようなことであれば、それと昨日からこの文化会館の話は今日で3回目ですけれども、内部の方で真剣に検討していただくというようなことなので、ぜひとも検討をしていただきたいと、このように思います。

3つ目の23年度から25年度の事業計画に対するその進捗状況ですけれども、これも事業計画の中でそのように盛り込まれておりましたので、この96.9%、これが実施されているというようなことなので、非常に効率的な計画であったなと、このように思いますので、今後ともひとつこれから今後の10年間のまちづくりにつきましては、この26年度より検討していくというようなことで、ぜひとも市民のそういう潟上市の発展のための

計画をひとつ宜しくお願いして、この1点目の質問は終わります。

次に、2点目ですけれども、産業建設部長からも非常にわかりやすい答弁をいただきました。そういう中で中小企業の振興の考え方等につきましてるるご紹介がありましたけれども、ご所見がありましたけれども、なかなか企業誘致というのはなかなか難しい時代でございますので、そういうことからして既存の企業、そういうものに対してやっぱり持続させるようなそういう方策、そういうものが必要ではないかと、このように思いますので、この点につきましてもしご所見がありましたらば産業建設部長からもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(伊藤榮悦) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(児玉俊幸) 9番西村議員にお答えを致します。

企業誘致につきましては、大変厳しい状況が続いております。企業誘致、全体的に全 県の状況、17年からの状況というものがこの間うちの方の職員が県の方に行っています ので、それからもらった資料でございますけれども、全部で49の事業者が企業誘致をし ていると、秋田県でございます。その中で本市の場合は5つの企業が来ているという状 況で、やはり多いところは秋田市が14という状況です。あと、大館が8、それから横手 が6、あとその次が本市ということで、男鹿市等ほかのところについては、なかなか企 業が来ていない状況にあるということで、企業誘致についてもいろいろ力を入れている という感じで進めていると感じております。

その中で今後やはり企業の方々ができるだけ長くやっていただけるためには、やはり今回、条例改正も皆さんに計上しておりますけれども、やはり今までですと固定資産税の免除と、それから雇用奨励金というものがあったわけでございますけれども、県内の状況を見ますと、やはりかなりほかのところですといろんな状況がございます。やはり固定資産税の課税状況は、全部で23市町村行っておりました。雇用奨励金が18市町村行っています。用地取得については9市町村、それから設備の助成金については7市町でございます。あとそのほかにもいろいろ独自の助成を行っておりますけれども、その中で今回用地取得と設備投資の助成を行って、やはり企業誘致をする際にはかなりやりやすいと。それも含めて今回はやはり増設をする方々、今現在いる企業の方々が増設する場合についての用地取得、それから今回の設備投資というものは、今後大いに活用できるのかなというふうに思っております。

それから、先ほど答弁にも申し上げましたとおり、融資制度等についても商工会さん

を含めていろんなところとの融資制度も行っておりますので、そういうところを含めて 今後ますます実施をしていきたいと思っております。

それから、県の方で行っている資金の制度がございますので、そういうものも含めているいろ企業の方との調整を図りながら、今後企業訪問をしながら必要な制度について本市と致しましてもいろんな制度の活用をしていけるようにアフターフォローをしていきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願いします。

- ○議長(伊藤榮悦) 9番にちょっとお願いしますけれども、具体の肯定とか要望とかお願いということでなくて、具体の質問の方を宜しくお願いします。はい、9番。
- ○9番(西村 武) 今、1点目の企業の振興の考え方というようなことで既存企業、そういうものに対してのいろいろな条例等で支援をしていると、こういう答弁をいただいておりますので、これはこれで、2つ目の中小企業と本市の経済のかかわりということで質問をさせていただきますが、これは商工会の昨年9月30日の調べでございますけれども、潟上市では975企業がございます。その方々が雇用の出資、あるいは経済の経営、そういうものを図りながら重要な役割を果たしてきているわけでございますので、ただいま産業建設部長からも答弁がありましたように、この方々の発展に導く指導、そういうものについても今ご所見をいただきましたので、これはこれでよろしいと思いますので、2と3番については今後ともひとつ指導、施策と致しまして、ひとつ大いに奨励していただきますように、そういうことを要望致しまして、この2の質問につきましては終わります。

3の産業振興につきましても、先ほど産業建設部長より明解なご所見をいただいておりますけれども、この6次産業の推進につきましては、これも今、非常に活発化してきておりますので、潟上市も施政方針の中にもありますように、これを農業の構造改革、そういうものを進めながらこの6次産業も進めていきたいと、こういうことなので、ひとつこの農商工一体のそういう事業と致しまして、今、食菜館くららの方では地産地消、あるいは生産から販売までの事業を展開していることはよく理解しておりますので、このことについても今後も耕作放棄地ですね、そういうものを利用しながら特産品の開発等に、そういう指導を、あるいは推進していったらいいんじゃないかとこのように思いますけれども、これなどについてももう一度ご答弁をいただきます。

- ○議長(伊藤榮悦) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(児玉俊幸) 9番西村議員にお答え致します。

6次産業化の推進ということでございますけれども、これにつきましては市と致しま しても、商工会さんを含めいろんな関係団体との農商工連携というものを十二分に進め ていきたいと思っております。

今のところ1法人が行っているわけでございますけれども、そのほかにもやはり本市の場合、食菜館くらら、それからアグリプラザというような販売するところがありますので、そこの活用というものも今後含めて進めていきたいということで、やはり6次産業に向かう方についても、やはりその資金力等も含めやる気というものがなければなかなか難しい部分がございます。そういうやる気があって、どういう商品を開発していくのかというのが今後そういう方々の育成というものも含めて、今後市としましてもいろんな関係団体とも協議しながら、やる気のある方々を掘り起こししながら6次産業化に結びつけていきたいと思っていますので、どうか宜しくお願いします。

○議長(伊藤榮悦) これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

お伺い致しますけれども、ただいまの時間は11時45分ころでございます。ですので、 この一般質問もう一名ございますけれども、いかがいたしますか、継続しますか。

(「午後からやれば」の声あり)

- ○議長(伊藤榮悦) 午後からですか。本人、質問者はいかがですか。
- ○12番(菅原理恵子) 継続していただければ。

(「議長、その前に休憩、長い時間かかっていますから、休憩を お願いします」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 暫時休憩致します。55分から始めます。宜しくお願いします。

午前11時43分 休憩

午前11時53分 再開

○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。はい、12番。

○12番(菅原理恵子) 傍聴席の皆様、早朝より、また、足元の悪い中、お疲れさまで ございます。

先日の議会議員選挙におかれまして、二期目当選に導いてくださった支持者様の皆様 に、この席をお借りして改めて御礼申し上げます。

また、市長はじめ当局の皆様には、公明党は一期一期がみ直し期間とされております

ので、4年間また大変にお世話様になりますが、宜しくお願い致します。

本日、東日本大震災より3年、追悼の祈りを捧げてまいりました。職務を全うしてお 亡くなりになった方々も数多くいらっしゃいます。一例を取り上げると、消防団の方々 もそうでしょう。そんな意味を込めて、通告に従い、一般質問させていただきます。

1つ目、子育て支援について。

2015年度から始まる新たな子育で支援制度で認可保育園の利用要件が緩和され、パートタイムで働く人や求職活動の中の人も利用できるようになる。現在の利用要件は、昼間に常時労働している、妊娠や出産、保護者の疾病、障害などの原則 5 項目に限定している。このため、パート労働の人への対応は、自治体の判断に任されており、フルタイムで働く人が優先される傾向にある。新制度では、大幅な要件緩和に伴い、保育所への入所希望者は増えると思われる。現在は保育サービスの申請をあきらめている人が利用する可能性が出てくる。受け入れ体制を着実に進めてほしい。滞在的な利用ニーズが、どの程度あるのか調査し、正確に把握することが大事になってくると思われる。

先月開かれた政府の「子ども・子育て会議」で、パート労働の人が認可保育所などを利用するための最低必要な就労時間が月48~64時間と決まりました。政府の決定を受けて、今後この範囲内で自冶体が独自の利用要件の基準を定めていくことになります。希望者が一気に増える場合もあり、受け皿の整備に時間がかかるため、可能な限り一人でも多くの人が保育を利用できる体制を早く構築していただきたい。

そこで、お伺い致します。保育の利用要件緩和に伴い、①利用要件の基準時間について現時点での基準就労時間は何時間となっているのでしょうか。就労時間月48~64時間と政府の決定を受けて、本市での利用要件基準時間は何時間とお考えでしょうか。

- ②十分な受け入れ体制について。保育所への入所希望は増えると思われますが、十分 な受け入れ体制はいかがでしょうか。
- ③学区内での保育園の受け入れ体制についてでございます。追分地域の人口は勢いを増しており、保育園の受け皿がなく、本年度入所予定のお子様が追分から昭和に通うお子様がいらっしゃると伺っております。「小学校に入学前にお友達関係が心配で、学区内の保育園に通わせたい」との声を聞いておりますが、追分地域の受け入れ体制は、どのようにお考えでしょうか。
- ④放課後児童クラブの受け入れ体制について。放課後児童クラブも同様に受け皿が少なく、「下の子を保育園に入れて、上の子を放課後児童クラブに入れて働きにいこうと

思ったが、定数になっており断られた。」、また、「仕方がなく鍵っ子にしています。」等々の声を聞き、本市での子育て支援の受け入れ体制の見直しが必要だと思われますが、拡充対策も含めていかがお考えでしょうか。

大きな2点目、「読書通帳」の導入について。

近年、活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めています。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されています。

そのような中、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県立山町では、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっております。通帳は町内の小・中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊200円で販売しております。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、このほとんどが町内の小学生となっており、子どもたちから好評な取り組みとして利用されています。

立山町の取り組みの特徴としては、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられており、町内の小・中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をわき立てることになり、より高い効果が期待できます。

また、立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担していただいたり、地元団体からの寄附を活用し読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴です。

現在、各自治体において図書館利用の推進を図るため、地域の特色を生かした様々な取り組みが行われていますが、読書通帳の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みの一つとして推進できるものであると考えられます。本市におかれましても、導入に向けた検討、推進をお願いしたいと思います。

そこで、お伺い致します。

「こども読書通帳」の配布について。活字離れが指摘される昨今、市民に読書に親しんでいただくために、4月23日「子ども読書の日」にちなんで市内全小・中学生に1人1冊ずつ「こども読書通帳」を配布してみてはいかがでしょうか。

大きな3点目、消防団の処遇改善について。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団は、消防署とともに火災への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であり、すべての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出勤手当、また費用弁償という項目で支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場に駆けつけ対応に当たる地域防災の要です。特に東日本大震災では、団員自らが被災者であるにもかかわらず救済活動に身を投じ、大きな役割を発揮し、その一方で住民の避難誘導や水門の閉鎖などで254人が殉職し、命懸けの職務であることが全国的に知らされましたが、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでおり、その背景には高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい実情も団員減の要因とされ、震災被災地のある団員は「地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しい。」と胸の内を明かしています。

こうした事例を受け、昨年12月に消防団を支援する「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が設立、施行されました。同法は、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自冶体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。

具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、前段階で一律5万円を上乗せするほか、報酬、出勤手当の引き上げについて各自冶体の条例改正を強く求めているのが特徴です。さらに自冶体職員の入団は、これまで自冶体の裁量に委ねられてきましたが、職務に支障がない限り認めるよう義務づられました。

団員の減少に歯どめをかけようと、全国の自治体では高校生の一日体験入団を促すなどの事例も見られます。支援法の成立で消防団のあり方が見直され、各地域で防災力強化に向けた取り組みが一層進むことが期待されています。

本市の消防団の方々たちも本業の傍ら、郷土愛と使命感にあふれた地域防災のリーダーとして活躍をしていただいております。火災はもとより、近年の水害や雪害、大災害を見据えた消防団の強化は急がなければならない課題です。本市も処遇改善や訓練支援などに積極的に取り組まなければならないと思います。

以上の観点からお伺い致します。

- ①年額報酬、出勤手当額の改善について。年額報酬や出勤手当の額の改善を行うべき と思いますが、いかがでしょうか。
 - ②「装備の拡充」について。どのように取り組みをなされますか。

以上、大きな3点を壇上からの一般質問とさせていただきます。

ご答弁のほど、宜しくお願い致します。

- ○議長(伊藤榮悦) 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。
- ○教育長(肥田野耕二) 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「子育て支援について」と2つ目の「「読書通帳」の導入について」お答えしたいと思います。

まず1つ目の、子育て支援についての1、利用要件の基準時間についてでございますが、現時点での本市の基準就労時間につきましては特に定めておりません。保育所の入所要件の審査・判定に当たって、1日4時間以上の就労を保育に欠ける状態として運営しています。4時間については、本市の実施基準・選考基準の運用時間となっております。

就労時間月48時間~64時間につきましては、現在、国の「子ども・子育て会議」において、その対応方針について盛んに議論されているところでございます。昨日の8番藤原議員にも申し上げましたが、「子ども・子育て支援新制度」における幼児教育・保育が社会保障として位置づけられることを考慮しますと、国から今後その考え方を明示されるものと考えております。

2つ目の、十分な受け入れ体制についてでございますが、現在本市では、「子ども・子育て新制度」の施行に向けて、子育て支援にかかわるアンケート調査を実施して、その取りまとめ作業をしているところでございます。このアンケート調査の結果により、潜在する保育ニーズや保育サービスの利用意向が把握されることから、その対応については今後検討してまいりたいと考えていますので、ご理解くださいますようお願い致します。

3つ目の学区内での保育園の受け入れ体制についてでございますが、できるだけ学区内の保育園で受け入れるように努めておりますが、昨日の藤原典男議員の一般質問にも、これもお答えしたとおりでございますが、追分地区では入園申し込みが非常に増えているところでございます。就学前の4歳以上は、ほとんどが学区内の保育園に入っておりますが、いずれにしても保育士の待遇改善を図るとともに、随時募集を行い、保育士の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

4つ目の放課後児童クラブの受け入れ体制についてでございますが、本市では児童館等を利用して「放課後児童クラブ」を運営しております。近年、放課後児童クラブの利用者は増加傾向にあり、できるだけ多くの児童を受け入れるように努めておりますが、保育スペースが限られている中でのことでもございますが、入所待機をお願いする場合もございます。

施設の拡充に関しましては、今後の検討課題として取り組んでまいりますので、ご理 解願いたいと思います。

次に、2つ目の「「読書通帳」の導入について」お答え致します。

本市での読書活動の推進につきましては、平成24年度に策定しております「潟上市こども読書活動の推進計画」に基づき、「かたがみっ子」が読書を楽しみ、読書習慣を身につけることができるような環境づくりに努めております。

本市図書館では、図書資料の貸し出し業務、読書相談、読書会の育成など総合的な業務のほか、乳幼児から児童(親子)を対象にした絵本の配布やお話会も実施しているところでございます。

また、学校等の支援対策として、職場体験学習の受け入れ、読書会、学習教科の学習 支援を実施しておりますが、小・中学校においては「読書貯金ファイル」に1年生から 6年生まで通して読書記録を貯金する取り組みや読書ツリー、読書マラソン、読書ウ イークなどの取り組みを通して読書活動の推進に努めております。

ご質問にあります「図書通帳」の導入につきましては、現在実施しております「図書システム」の活用範囲をさらに広め、市民の読書への意欲を高めるため、今後、市図書館協議会で検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(伊藤榮悦) 答弁、消防団の処遇改善について、藤原市民生活部長から答弁をお願いします。
- ○市民生活部長(藤原貞雄) 一般質問の3つ目「消防団の処遇改善について」お答え致 します。

初めに、潟上市消防団の現状をご説明致します。

全国的な傾向として消防団員の減少が顕著になっており、秋田県内の各市町村も同様でありますが、本市においては退職団員の補充も順調に進み、若い団員の加入もあることから、わずかずつですが増加しており、全体的に団員数が増えている状況であります。

今後とも新規団員の加入促進について努力し、消防団幹部の先進地視察、団員の教養研修への派遣等、団員の資質向上に努めてまいります。

また、消防法の改正内容として、消防団員の活動服や防火衣と呼ばれる消防用耐火服についても装備するようにとのことでございますが、本市においては合併時にいち早く全団員の活動服や盛夏服を統一しているほか、消防ポンプを操作する団員に必要な防火衣を全分団に配備するなど、消防団の装備については計画的に配備しております。

さて、ご質問の1点目「年額報酬、出勤手当額の改善について」は、平成24年3月に 年額報酬並びに出務手当の増額改正を行っており、隣接する男鹿市より報酬は高い状況 となっております。

今後も近隣市町村の動向を見ながら、消防団員の処遇について適切に対応したいと考えております。

2点目の「装備の拡充」につきましては、これまでも石油貯蔵施設立地対策等交付金 などを活用しながら、消防活動に必要とされる各種資機材を各分団に配備しているほか、 老朽化した消防団器具庫についても計画的に建て替えなどを行っております。

今後は、各地区に組織されております自主防災組織と消防分団との連携強化を目的とした災害発生時に必要とされるバールやチェーンソーなど各種救助資機材や避難用備蓄品なども、国や県からの財源充当に関する情報を調査しながら計画的に充実させたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(伊藤榮悦) 12番、再質問ありますか。はい、12番。
- ○12番(菅原理恵子) 1番の子育で支援についてでございますけれども、1の1で基準時間を定めていないが、一日4時間以上労働ということをしているとおっしゃいましたけれども、これ一日4時間以上ということは月に換算すれば100時間以上という形になる人もあろうかと思いますが、やはりこの基準をもうちょっと低くしていただきたいというか、申しわけありません、今日の答弁にはございませんでしたけれども、昨日の答弁の中に、藤原議員の答弁の中に、幼・保一体化にすると勤めていなくても受け入れできるような体制にしていくようなお話もありましたけれども、やはり時間を定めていく必要があるかと思いますが、この件に関しましてもう一度ご答弁のほど、宜しくお願い致します。
- ○議長(伊藤榮悦) 肥田野教育長。

○教育長(肥田野耕二) 一日4時間については、実施基準の細目というのがございまして、その基準でもそれぞれの家庭の方があるかと思います。いわゆる家庭外で働いている方、そしてまた家庭内で働いている方、この中でも外勤をしている場合に、いわゆるパートで4時間以上、あるいは6時間以上、8時間以上という形で、その時間数に応じて実施の指数を決めて優先順位で決めているということでございます。

それからまた、家庭内の場合については、内職している場合、一日4時間以上、これが先ほどの基準とした時間でございますが、6時間以上の場合もありますし、8時間以上の場合もあろうかと思います。これについても先ほど申し上げましたとおり、実施指数を採点しまして、その中で優先順位で対応しているということでございます。

○議長(伊藤榮悦) はい、12番。

以上です。

○12番(菅原理恵子) ②のことについてですが、アンケート調査を今実施して、それを保育ニーズ、サービスの利用を検討していくとおっしゃっておりましたので、これはいち早く検討していただいて、受け入れ体制を十分に整えていっていただきたいと思います。

やはり受け入れ体制、追分だけが、次とちょっとかぶる分があるんですけれども、追分だけがやはり多くなってきて、ほかは過疎化してきて空いているというような状態も見受けられますが、この受け入れ体制の措置緩和というんでしょうか、その辺についてもう少し詳しく、市ではどのように受け入れ体制を整えていくとお考えでしょうか、再度お願いいたします。

- ○議長(伊藤榮悦) 教育長。
- ○教育長(肥田野耕二) 3つ目の学区内での保育園の受け入れ体制のことですが、昨日も質問の中にありました特に追分地域が新興住宅街で、現在開発されている区画が250ぐらいあろうかと思います。なかなかいろいろ確認申請やらいろいろ取りながら、その家庭の中の子どもの数というのは非常にこう、急に増えてきているということがあります。そういう意味で、現在のところそれを把握しながら、この後しっかりとした形でできるだけその学区内での兄弟分かれのないように受け入れをしてまいりたいということを考えております。そういう意味でも、この地区の少子化という地域もありますが、この地域が横ばい、あるいは急激に増える、こういう現象が現実にあります。そういうことをもう少し中を検討しながら、今回もアンケート、今朝ほどできてきました。そうい

うことも全部参考にしながら、この後この地域に対してもまたいろいろ検討を加えてま いりたいと、このように思います。

以上です。

- ○議長(伊藤榮悦) 12番。
- ○12番(菅原理恵子) 政府は4月から消費税をアップしますが、その生じる財源のうち約3,000億円を子育て支援に充てて保育所の待機児童対策に進めるとされております。 保育所に対して定員増に必要な改修、運営費などを補助するとなっておりますので、アンケートが今日出てきたということですので、いち早くやはり受け入れ体制を整えていただきたいと思います。

④の放課後児童クラブについてでございますけれども、本市と致しましても小学校6 年生までは受け入れ体制というような形で一応条例には載っていると思いますが、やは り先ほども冒頭で申し上げましたけれども、家を新築して本市に定住を決めたって、そ れでやはりこのままではローンもあるので、子どもを本当に保育園に預けて、学童に入 れて私働きたいと思っていたんですが、これがかなわなくなったということで本当に落 胆したヤングのお母さんが私に声を寄せていただいたんですね、実はね。やはり選挙期 間中、私のうちの子は小学校4年生になるんだけれども、やはり受け入れ体制がなくて、 おじいちゃんおばあちゃんいるうちでも、やはり交通手段がないって。おじいちゃんお ばあちゃんは免許がないので、その野村の奥まで一人でこの冬道を帰ってこいというの は、余りにもかわいそうすぎるというような、そういう声が本当に上がっているんです ね。やはり児童クラブ運営の、放課後児童クラブガイドラインの規模の中では、おおむ ね40人程度まですることが望ましいとなっておりますけれども、一放課後児童クラブの 規模については最大70人までとするということにもなっております。本市での児童クラ ブ運営について見ていきますと、追分が33、追分Aが28、出戸が47というような形で、 やはり一放課後児童クラブの規模70人までするという形にもっていっていただければ、 これもまた待機という形がなくなっていくのかな、待機というよりもそういう形がなく なっていくのかなという思いでおりますが、この辺に関しましてはいかがお考えでしょ うか。

- ○議長(伊藤榮悦) 教育長。
- ○教育長(肥田野耕二) 放課後児童クラブの受け入れのことでございますが、先ほどの 遠距離に当たる、そしてまた車の免許もない、本当に心の痛む内容だと思っているとこ

ろです。

現在、クラブについては追分が2つ、出戸が1つ、天王が2つ、東湖・大久保・飯田川各1という形になってクラブがもっておりますが、現在のところ定員が各30名ということで、合計して240人となるわけですけれども、先ほどの4年生という言葉もありましたが、小学校の場合に4年生・5年生・6年生になるとスポーツ少年団にクラブとして入るというのが往々にして強くなってきます。そういうことで、なかなかそのスポーツクラブとの関係の中で読みきれない部分があったりする現実がございます。そういう意味では、今回、国の新制度でもいわゆる幼稚園と保育所の機能を合わせ持つような認定こども園を推進をしていくということもありますし、一時預かりの放課後児童クラブの推進ということで、この制度の中には多様な要望、そのニーズに対して対応していこうということで国からの厚いこの後の計画というんですか、制度が入ってくるかと思います。そういう意味では、その中でも先ほど財政支援のこともありましたが、そういう財政支援の中で消費税の一部から放課後児童クラブの部分が制度上、財政支援も盛り込まれてくるということが言われております。まだしっかり決まっていない状況なんですが、それに我々も期待しながら、この後よく動向を見ながら精査して検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

- ○議長(伊藤榮悦) はい、12番。
- ○12番(菅原理恵子) ありがとうございます。この①に関しては、やはり一日も早く 整備拡充をしていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

大きな2点目、読書通帳の導入についてでございますけれども、本市では読書貯金取り組みを推進しているというようなお話も伺いましたけれども、やはり読書というのは本読みを通して子どもが本を好きになるきっかけにつながっていくんではないかと思います。システム機がもうあるということで、それを今どうしていくかを考えているということの答弁もいただきましたけれども、システム機がなければただ手書という形を導入している自治体もございます。やはりこれは通帳を持って子どもが喜ぶことにもつながると思うんですけれども、この点はまたいかがでしょうか。

- ○議長(伊藤榮悦) 教育長。
- ○教育長(肥田野耕二) 読書通帳の導入ということでございますが、これについては地域の、先ほども菅原議員が申し上げておりましたが、地域の実態に応じた独自の読書活

動を進めているというのが現状でございます。そういうことを念頭にしながら、私ども 学校図書においては、読書貯金、あるいは読書ツリー、先ほども申し上げましたが読書 マラソン、読書ウイークということで、それらをそれぞれの項目に従いながら学校の方 で取り扱っているということでございます。

もう少し読書貯金のことを申し上げますと、いわゆる小学校6年間の読んだ本の名前 を継続して記録する取り組みをしているということでございます。

それから、読書ツリーについては、勧めたい本というのがあるわけです。その本を メッセージとして生徒に一人一人に一枚一枚の葉っぱというんですか、葉の形をした カードを配っているということで、これを読書ツリーとして掲示して紹介しているとい う取り組みでございます。

また、読書マラソンについては、いわゆる学級の文庫、あるいは自宅からの持ち寄った本など様々な本を継続して読むことということで、これもまた推進をしておりまして、いわゆるマラソン的なイメージをしたカードを作成して読んだ本の記録をたまっていくような形で取り組んでいると。

それから、読書ウイークについては、4月の子ども読書の日、6月の家庭読書の週間、 これらがございます。こういうことを通しながら、また、秋の読書週間などもございま す。この中で校内読書ウイークを設定しながら本の紹介などを集中して行っているとい うところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、市の図書館については、新たな図書館協議会という会議がございますので、いろいろなそういう中でもまた取り上げながら、何といいますか、公開しながら検討したいということを思っております。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) はい、12番。
- ○12番(菅原理恵子) 葉っぱの形で配布しているって教育長の答弁ありましたけれど も、その葉っぱをファイルとか配布して綴りみたいな形にしていくというようなそうい うことはなさっているのでしょうか。
- ○議長(伊藤榮悦) 教育長。
- ○教育長(肥田野耕二) あくまでも貸し出しの促進という方向の中で、この運動を進めておりますが、葉っぱの形のカードに一人一人の本のメッセージといいますか、内容等の、私こういうふうに読んだと、それでこうだということで、それを書いたものをさら

に全体の中に木のようなものがあって、そこに葉っぱを貼っていくという状態で取り 組んでいると、こういう内容でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) 12番、質問ありますか。
- ○12番(菅原理恵子) ありがとうございます。他市に比べて本市はやはり進んでいる なって、本当にさすがだなという感に致しました。

大きな3点目と致しまして、消防団の処遇改善についてでございますけれども、本市においては本当に団員も増加しているし、男鹿よりも報酬が高いということで、本当に誇らしく思っておりますが、先般ですか、平成25年12月に消防庁より各都道府県知事に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の配付及び施行についてという通知が配布されたと伺っております。その中で、やはり冒頭にも申し上げましたように、年俸にかかわらず一律5万円上乗せするっていうことに関しましては、どのようにお考えでしょうか。宜しくお願い致します。

- ○議長(伊藤榮悦) 関谷生活環境課長。
- ○生活環境課長(関谷良広) 12番菅原理恵子議員の再質問にお答えします。

退職金については、全国一律に引き上げということでございますので、もちろんうちの方から委託してございます退職組合の方できっちり条例改正されて引き上げされることになってございますので、宜しくお願い致します。

- ○議長(伊藤榮悦) はい、12番。
- ○12番(菅原理恵子) ありがとうございました。

公明党は、震災での現場対応を通して地域防災の重要性を痛感していたことから、消防団の処遇改善も含めた法律の成立へ自民党と連携し、与党として推進してきました。

消防団を軸とした防災体制の整備に取り組む好機と捉えて、一日も早く実現していただくことを要望として、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(伊藤榮悦) これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、3月12日から25日までの14日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) ご異議なしと認め、3月12日から25日までの14日間、本会議を休会 とすることに決定しました。 本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、3月26日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。 どうもお疲れさまでした。

午後 0時31分 散会